

協議第 26 号

納税関係事業の取扱いについて

納税関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 3 月 29 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

納税関係事業の取扱いについて

納税関係事業の取扱いについては、合併後、熊本市の制度に統合する。ただし、口座振替制度、納税組合、納期及び納付書の発送については、合併年度は必要な経過措置を設ける。

平成 19 年 6 月 1 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:企画財政部会

協議項目	26 納税関係事業の取扱い	小項目名	1 固定資産評価審査委員会
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	※ 固定資産評価審査委員会 (委員の定数) 3人 (委員選任の基準) 学識経験者 (任期) 3年 (報酬) 委員長 10,000円(日額) 委員 10,000円(日額)	① 固定資産評価審査委員会 (委員の定数) 3人 (委員選任の基準) 住民で、町税納税者 (任期) 3年 (報酬) 委員長 14,200円(年額) 委員 13,200円(年額) (費用弁償) 1回の会議出席で日額1,000円	合併後は熊本市の例による。
-------	---	---	---------------

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:企画財政部会

協議項目	26 納税関係事業の取扱い	小項目名	2 納税組合
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する。ただし、合併年度は必要な経過措置を設ける		

調査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	①組合数等 146組合 ②研修会等 納税貯蓄組合長研修会 毎年10月開催 ③事務費交付 納期内納付率によって事務費を補助 (1) 納付件数割 期限内納付率100%→200円 (軽自動車税50円) 97%以上~100%未満→100円 (軽自動車税50円) 95%以上~97%未満→10円 (2) 組合員数割 期限内納付率が90%以上で 30人以上50人未満 3,000円 50人以上100人未満 5,000円 100人以上 10,000円 ④組合長褒賞金 なし	①組合数等 町内161組合 月末3日間地区公民館において定期徴収(出張徴収)を実施 ②研修会等 納税組合長会議 毎年5月開催 ③事務費交付 一組合当たり 2,000円 ④組合長褒賞金 町税完納一世帯当たり 200円	合併後は熊本市の例による。 ただし、合併年度は必要な経過措置を設ける。
-------	--	--	--

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：企画財政部会

協議項目	26 納税関係事業の取扱い	小項目名	3 口座振替制度①
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する。ただし、熊本市取扱金融機関に熊本宇城農業協同組合を加え、合併年度は必要な経過措置を設ける		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関名 肥後銀行 熊本ファミリー銀行 郵便局 熊本信用金庫 熊本県信用農業協同組合連合会 熊本市農業協同組合 みずほ銀行、三井住友銀行 東京三菱銀号、りそな銀行 福岡銀行、十八銀行、親和銀行 鹿児島銀行、大分銀行、宮崎銀行 山口銀行、西日本シティ銀行 南日本銀行、長崎銀行、豊和銀行 住友信託銀行、中央三井信託銀行 熊本第一信用金庫 熊本中央信用金庫 熊本県信用組合、九州幸銀 商工組合中央金庫 九州労働金庫 <p style="text-align: right;"><u>次頁に続く</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関名 肥後銀行 熊本ファミリー銀行 熊本宇城農業協同組合 郵便局 熊本信用金庫 	<p>合併後は熊本市取扱金融機関に熊本宇城農業協同組合を加える。 ただし、合併年度は必要な経過措置を設ける。</p>
-------	--	--	--

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

協議項目	26 納税関係事業の取扱い	小項目名	3 口座振替制度②
調整方針			

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振替日 固定資産税(5、7、9月の末日と1月は4日) 市県民税(6、8、10、1月の末日) 軽自動車税(5月末) 法人市民税(毎月17～18日頃) ・ 口座振替の領収書 預貯金通帳の記帳をもって領収としている。 領収書ではないが、固定資産税、市県民税は、年度終了後に振替をした内容を記載した「口座振替済通知書」を送付。 同じく、軽自動車税は、6月中旬、法人市民税は、振替をした10日後に送付。 ・ 振替不能の場合 納期限後の10日後頃に口座から振替できなかったお知らせ兼納付書(口座振替・自動払込み不能通知書)を送付。 ※ 上記の不能通知書は郵便局で支払はできない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 口座振替日 毎月27日(12月は25日) ・ 口座振替の領収書 領収書ではないが、固定資産税、町県民税、国保税は、1月に前年中(1～12月)に振替をした内容を記載した「口座振替済一覧表」を送付。 軽自動車税は、6月中旬に「(継続審査用)納税証明書」を送付。 ・ 振替不能の場合 口座振替日の3日後頃に口座から振替できなかったお知らせと納付書を自宅に送付。 	
-------	---	---	--

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:企画財政部会

協議項目	26 納税関係事業の取扱い	小項目名	4 納期及び納付書発送
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する。ただし、合併年度は必要な経過措置を設ける		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	<p>●納期</p> <p>①軽自動車税 5月1日～同月31日</p> <p>②市民税（個人市民税）</p> <p>第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日</p> <p>③固定資産税</p> <p>第1期 5月1日～同月31日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 9月1日～同月30日 第4期 12月1日～同月31日</p> <p>●納付書 当初一括発送</p>	<p>●納期</p> <p>①軽自動車税 5月11日～同月31日</p> <p>②集合税（固定資産税、住民税、国保税）</p> <p>第1期 6月1日～同月30日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 8月1日～同月31日 第4期 9月1日～同月30日 第5期 10月1日～同月31日 第6期 11月1日～同月30日 第7期 12月1日～同月25日 第8期 1月1日～同月31日 第9期 2月1日～同月末日 第10期 3月1日～同月31日</p> <p>③固定資産税四期（町外）</p> <p>第1期 5月1日～同月31日 第2期 7月1日～同月31日 第3期 12月1日～同月25日 第4期 翌年2月1日～同月末日</p> <p>●納付書 毎期ごと発送（③のみ当初一括発送）</p>	<p>合併後は熊本市の例による。 ただし、合併年度は必要な経過措置を設ける（国保税を除く。）。</p>
-------	---	--	---

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：企画財政部会

協議項目	26 納税関係事業の取扱い	小項目名	5 軽自動車標識交付及び廃車
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	

市町別内容	<p>軽自動車標識交付・廃車及び証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書（原動機付自転車・小型特殊自動車） ※ 軽自動車税廃車申告書兼標識返納書（原動機付自転車・小型特殊自動車） ※ 軽自動車税課税物件異動通知書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽自動車税（原動機付自転車・小型特殊自動車）課税台帳記載事項証明願 	<p>軽自動車標識交付及び廃車</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽自動車税申告書 ・ 軽自動車税廃車申告書 	<p>合併後は熊本市の例による。 合併前に富合町が交付した課税標識については、合併後もなお有効なものとする。 ただし、納税者の申出により無料で交換する。</p>
-------	--	--	--